

「行財政運営方針（素案）」に係る意見募集（パブリックコメント）について

県では、DX・デジタル化の推進とともに、行政サービスの付加価値の向上につながる事項に重点的に取り組むため、令和4年3月末に策定した「行政改革の取組方針（令和4～7年度）」に基づいて行政改革を推進しております。

この度、「行政改革の取組方針（令和4～7年度）」の取組期間が今年度で終了することから、行財政改革に係る新たな方針を策定することとしております。

については、次のとおり意見を募集しますので、ご意見をお寄せくださいるようお願いします。

1 意見募集案件

行財政運営方針（素案）

2 関係資料等の閲覧方法

（1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92662>

掲載場所：部署別一覧>総務部>行政経営課>行財政改革

分野別一覧>県政情報>パブリックコメント

コンテンツ番号：92662

（2）印刷物の閲覧

・閲覧場所

秋田県総務部広報広聴課

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課（ただし、秋田地域振興局を除く）

・閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土日、祝日及び12月29日（月）から1月2日（金）までを除く）

3 意見の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月14日（水）まで

4 意見の提出方法

意見書様式（任意の様式でも可）に記入の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、インターネット（秋田県電子申請・届出サービス）のいずれかの方法で意見の提出期間中に提出してください。

提出先は以下をご覧ください。

意見の提出先

- (1) 郵便 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部行政経営課 行政経営チーム
- (2) ファクシミリ 018-860-1056
- (3) 電子メール gyousei@pref.akita.lg.jp

- (4) インターネット (秋田県電子申請・届出サービス)
URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/surveys/6568592490968599272>



二次元コード

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいたご意見については、県の考え方を付して内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。

同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月14日まで	意見募集（パブリックコメント）実施
令和8年2月上旬	意見募集（パブリックコメント）実施結果の公表
令和8年2月議会	県議会に最終案を提出
令和8年3月末	行財政運営方針の策定・公表